

日本籍船舶におけるプッシャーバージに関する事項

改正規則等

登録規則
鋼船規則 O 編及び Q 編
安全設備規則
無線設備規則
居住衛生設備規則
揚貨設備規則
鋼船規則検査要領 B 編, O 編及び Q 編
安全設備規則検査要領
無線設備規則検査要領
居住衛生設備規則検査要領
揚貨設備規則検査要領

改正事項

日本籍船舶におけるプッシャーバージに関する事項

改正理由

船舶安全法施行規則においては、推進機関を有する船舶（以下、「押船」という。）と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶（以下、「はしけ」という。）が結合して航行する際に、結合した二つの船舶（以下、「プッシャーバージ」という。）を一体となった一つの船舶とみなして船舶安全法が適用となる旨及びその対象となるプッシャーバージの条件が規定されている。この場合、押船及びはしけは各々単独の船舶として船舶安全法及び関係法令に規定される技術基準を満足することに加え、一体となったプッシャーバージとしてもそれらに適合する必要がある。

また、同規則及び船舶設備規程においては、上記のプッシャーバージを一つの船舶とみなして船舶安全法を適用することとなる船舶に該当しない場合であっても、はしけと結合して航行する押船の船橋視界、曳航索、航海設備及び無線設備に関する要件が規定されている。

このため、船舶安全法、船舶安全法施行規則、船舶設備規程及び関連検査心得の要件との整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 一体となった一つの船舶とみなして技術基準が適用されるプッシャーバージの条件を規定した。
- (2) プッシャーバージに要求される技術基準を明確にするよう改めた。

改正条項

登録規則 2.4.1

鋼船規則 O 編 5.1.1, 5.5.1, 5.5.2, 5.6.2, 5.8.1
鋼船規則 Q 編 1.1.1
安全設備規則 1 編 1.1.1, 4 編 2.1.4
無線設備規則 1.1.1, 表 4.2, 表 4.3, 表 4.4, 表 4.5
居住衛生設備規則 1 編 1.1.1
揚貨設備規則 1.1.1
鋼船規則檢查要領 B 編 B1.1.3
鋼船規則檢查要領 O 編 O1.3 (削除), O5.1.1, O5.8.1
鋼船規則檢查要領 Q 編 Q1.1.1
安全設備規則檢查要領 1 編 1.1.1, 2 編 1.1.3
無線設備規則檢查要領 1.1.1, 2.1.2, 4.2, 4.3, 4.4
居住衛生設備規則檢查要領 1 編 1.1.1, 2 編 1.1.3
揚貨設備規則檢查要領 1.1.1